

## 大磯町ふるさと応援寄附金推進事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大磯町ふるさと応援寄附金の適正な推進を図るとともに、本町の魅力を広め、町内産業の活性化に寄与することを目的として、寄附者に対して特産品を贈呈する大磯町ふるさと応援寄附金推進事業（以下「推進事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと応援寄附 本町に対し、町外在住の個人が10,000円以上の寄附を行うことをいう。
- (2) 寄附者 ふるさと応援寄附を行った者をいう。
- (3) 地元事業者 町内に本社又は事業所（工場等を含む。）を有する法人又は個人をいう。
- (4) 特産品 町内で製造、加工、採取、栽培、販売、サービス等が行われている商品又は農作物で、本町の宣伝につながるものをいう。
- (5) 参加事業者 この要綱の規定に基づき事業への参加申請を行い、推進事業の一環として特産品の贈呈を行う地元事業者をいう。

### (推進事業の内容)

第3条 町長は、ふるさと応援寄附を受けたときは、寄附者に対し、当該寄附者が希望する特産品を贈呈するものとする。ただし、特産品の贈呈は、年度につき1回に限るものとする。

2 寄附者への特産品の送付は、参加事業者が行うものとする。

3 町長は、特産品の代金として、1件につき2,500円（特産品の価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が2,500円に満たないときは、当該特産品の価格に相当する額）を参加事業者に支払うものとする。この場合において、特産品の送付に係る費用が発生したときは、併せてその実費を参加事業者に支払うものとする。

### (参加事業者の申請等)

第4条 町長は、参加事業者を公募するものとする。

2 町長は、前項の規定による公募を行うに当たっては、ホームページへの掲載その他町長が適切と認める方法により広く周知を行うものとする。

3 参加事業者の申請をすることができる者は、次に掲げる要件のいずれも満たす地元事業者とする。

- (1) 特産品が法令に違反していないこと。
- (2) 町税の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が大磯町暴力団排除条例（平成24年大磯町条例第7号）第2条第4号の暴

力団員等でないこと。

4 参加事業者の申請をしようとする地元事業者（以下「申請者」という。）は、大磯町ふるさと応援寄附金推進事業参加申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 特産品を送付するときに同封するパンフレット等
- (2) 特産品の紹介文書及び写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

5 前項の規定にかかわらず、町長が提出の必要がないと認めた書類は、その添付を省略することができる。

6 申請に係る特産品は、市場における価格の総額が1件につきおおむね2,500円のものとする。

（参加事業者の承認）

第5条 町長は、前条第4項の規定による申請があったときは、承認の可否を決定し、大磯町ふるさと応援寄附金推進事業参加承認（不承認）決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による承認の有効期限は、当該承認を行った日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期限の満了日までに町長による当該承認の取消しがなく、かつ、参加事業者から辞退の申出がない場合に限り、当該承認を行った日の属する年度の翌年度の末日まで有効期限が延長されるものとし、以後も同様とする。

（内容変更の承認等）

第6条 参加事業者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認の申請をしようとする参加事業者は、大磯町ふるさと応援寄附金推進事業内容変更承認申請書（第3号様式。以下「内容変更承認申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 変更しようとする特産品の紹介文書及び写真
- (2) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の規定による内容変更承認申請書の提出があったときは、承認の可否を決定し、大磯町ふるさと応援寄附金推進事業内容変更承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により、当該内容変更承認申請書を提出した参加事業者に通知するものとする。

（推進事業参加の辞退）

第7条 参加事業者は、推進事業への参加を辞退しようとするときは、速やかに、大磯町ふるさと応援寄附金推進事業参加辞退届出書（第5号様式）を町長に提出しなければならない。

（参加承認の取消し）

第8条 町長は、参加事業者が第4条第3項に掲げる要件を満たさなくなったときは、参

加の承認を取り消すことができる。

2 町長は、前条の規定による届出があったとき又は前項の規定により参加を取り消したときは、大磯町ふるさと応援寄附金推進事業参加取消通知書（第6号様式）により参加事業者へ通知するものとする。

（特産品の送付等）

第9条 町長は、ふるさと応援寄附の受領確認後、書面により参加事業者へ発注するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた参加事業者は、速やかに寄附者に特産品を送付するものとする。ただし、特産品が寄附者への送付までに一定期間を要するもの又は送付の時期が限られるものであるときは、この限りではない。

（請求）

第10条 参加事業者は、特産品の送付実績等を月ごとにとりまとめ、寄附者に特産品を送付したことを確認できる書類を添えて、翌月10日までに、特産品の代金を町長に請求するものとする。

（参加事業者の義務）

第11条 参加事業者は、特産品の提供に係る事故又は紛争が発生したときは、自己の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

（再委託等の禁止又は制限）

第12条 参加事業者は、特産品の提供に係る事務（宅配業務を除く。）を第三者に請け負わせてはならない。

2 参加事業者は、推進事業の実施に係る本社又は事業所の権利及び義務を町長の許可なく、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（個人情報の保護）

第13条 参加事業者は、推進事業に参加することにより知り得た寄附者の個人情報を厳重に取り扱うとともに、本事業以外の目的に使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。参加事業者でなくなった後も、同様とする。ただし、参加事業者が特産品送付時に同封したパンフレット等により、寄附者から参加事業者への商品の申込み等がなされた場合において参加事業者が知り得た個人情報の取扱いについては、この限りでない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、推進事業の実施に必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成27年3月31日までに町長が特産品を参加事業者へ発注したものについては、なお従前の例による。